

## 質 問 回 答

2020年11月16日

「ベナン国産業振興分野に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」  
(公示日:2020年10月28日/調達管理番号:20a00629)について、以下のとおり回答します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>P2. 3. 競争に伏する事項(4) 契約期間(予定) P16 (9) ベナン政府・関係機関への調査結果の報告(①2021年3月下旬、②2021年6月上旬) (注) 調査期間中に現地大統領選挙が実施される予定のため3月中旬から6月中旬は・・・</p>	<p>「競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。」と、ありますが、予定されている現地大統領選挙の業務実施への影響を鑑み、契約履行期間を分割した場合または、分割せずに、履行期間(予定:2021年1月から2021年7月)である、2021年7月を超えた契約期間を設定し、提案することは可能でしょうか?</p>	<p>本事項での契約履行期間の分割とは、履行期間である2021年1月から2021年7月までの期間での分割の提案を意味するものです。本件においては、7か月間という期間ですので、契約履行期間の分割は合理的ではないと考えます。 さらには、来年度の先方政府からの協力要請取付期限を踏まえ、2021年7月を超えた契約期間の設定は不可としております。</p>
2	<p>12頁 2. 業務実施上の留意事項 (1) 調査の概要 1) 案件名</p>	<p>該当部分には、「調査対象とするプロジェクトの概要は以下のとおり。1) 案件名 産業振興分野に係る情報収集・確認調査 Data Collection Survey for the Sector of Industrial Development in Benin」と、記述されています。和文と英文のタイトルの解釈が若干異なると思われそうですが、和文タイトルが正しいでしょうか?</p>	<p>調査の内容につきましては、案件名ではなく、入札説明書を踏まえて、ご理解いただけますと幸いです。</p>
3	<p>P13. 第2章特記仕様書 1. 業務の背景・目的 (3) 業務履行の確認プロセス</p>	<p>週1回を目途とする協議について、実施方法は遠隔会議も想定されているでしょうか。</p>	<p>主に遠隔会議を想定しております。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
4	P13. 第2章特記仕様書 1. 業務の背景・目的 (3) 業務履行の確認プロセスおよび P29 第5章契約管理及び契約金額の確定(積算)に係る留意事項 1. 数量等の確認を必要とする費用	(1) P13 に記載の協議事項の一つに、業務の一部についてローカルコンサルタントへの再委託の検討があります。他方、P29 の表の直接経費において、再委託費は無とされています。両記述の関係についてご説明願います。 (2) 再委託ではなく、現地傭人の活用を提案し、傭人費を現地関連費／一般業務費に費用計上することは可能でしょうか。	(1)「第5章 契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項 1.数量等の確認を必要とする費用」に記載している表は、精算時の数量等実績確認の有無を明記しているものです。本表に基づき、再委託は、精算確定報告書作成時には数量等の実績報告は不要です。 (2) 現地傭人の活用については、JICA においても想定しています。
5	P13. 第2章特記仕様書 2. 業務実施上の留意事項 (4) 機構からの便宜供与	ベナン現地の通訳者・翻訳者(英・仏)に関する旨の記載があります。通訳者・翻訳者に限らず、本調査を補佐する現地傭人(特殊傭人)の傭上は可能でしょうか。	通訳者・翻訳者(英・仏)及び現地傭人(特殊傭人)の傭上は、JICA においても想定しています。
6	P14. 3 第2章特記仕様書 3. 業務の内容 (2)、(3)、(4)、(5)、(6)	(2) 民間セクター開発及び産業人材育成の現状の課題と分析・整理、(3) 民間セクター開発及び産業人材育成分野に係るベナン政府(国・件・市町村)の政策・計画及びその実施状況の情報収集・整理、(4) 当該分野に係るベナンの政府機関・部門、市町村等の公的機関、高等教育機関、職業訓練機関等人材育成を担う機関の組織図の作成とそれぞれの役割についての情報収集・整理、(5) 当該分野に係る他ドナーの協力及び連携可能性についての情報収集・整理、(6) 当該分野に係る現地の教育機関(大学、高等専門学校、IT 人材育成等職業訓練校)や研究機関(公的、民間)についての情報収集・整理の各項	ご理解の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		目において、報告書を作成する旨の記載があります。ここでいう報告書は、4. 成果品等に提示されている各種報告書を指すものと理解しましたが、相違ないでしょうか。	
7	P. 14 : 2. (4) 1)	ベナン政府機関や他ドナー、その他組織への質問票の配布や意見交換を行う際、機構が可能な限りの情報提供を行います。とは、具体的にどんな情報・サポートでしょうか。相手方への JICA からのレターの発出はして頂けるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施をベナン政府に通知するにあたって当機構にてお繋ぎできるカウンターパートや、他ドナーなどのご連絡先をご紹介いたします。</li> <li>・先方への JICA レターの発出は想定しておりませんが、内容や状況を踏まえ、必要に応じて検討いたします。</li> </ul>
8	P. 14 : ②	2019 年 11 月に実施したベナン・トーゴ投資視察ミッションに参加した企業へのヒアリングを行い… について。当該企業連絡先リスト、及び視察結果概要などの資料は頂けるのでしょうか。	業務に必要となる情報は、当機構よりご提供いたします。
9	P. 15: (6)	当該分野に係る現地の教育機関（大学、高等専門学校、IT 人材育成等職業訓練校）や研究機関（公的・印鑑）についての情報収集・整理 について。職業訓練校は、IT 人材育成に絞る必要はないが含める必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。対象となる職業訓練校について、IT 人材育成に絞る必要はありませんが、含める必要があります。
10	P. 16: (9)	ベナン政府・関係機関への調査結果の報告とは、どのような機関を想定しているでしょうか。貴機構で想定される必須の機関があればご提示をお願いいたします	必須の機関として現在想定しているのは、産業・商業省 (Ministère de l'Industrie et du Commerce)、中等技術教育・職業訓練省 (Enseignements Secondaire, Technique et de la Formation Professionnelle)、ベナン大統領府 PAG 推進分析室 (Bureau d'Analyse et d'Investigation) になるます。一般的には、各省庁とは

通番号	当該頁項目	質問	回答
			個別に協議することとなっておりますが、状況に応じて、複数の関係者へまとめてご報告いただくことも可能です。
11	P. 16 : (注)	調査期間中に現地大統領選が実施される予定のため、3月中旬～6月中旬は政府関係者との面談が難しくなることが予想されます。とありますが、工程では各種のヒアリング・協議・報告がその期間に重なり、予定された活動が完了しないことが懸念されます。5月下旬以降に予定されている最終報告書（案）の提出、ベナン政府への第2回目の報告、最終報告書の提出の時期について、上記予想を踏まえ、再検討されることはないでしょうか。	現時点で再検討は予定しておりません。「調査期間中に現地大統領選挙が実施される予定のため、3月中旬～6月中旬は政府関係者との面談が難しくなることが予想されます。」と記載いたしましたが、現時点で、特に影響が大きい期間は3月中旬～4月中旬と想定しております。他方、当該期間中に全く面談ができなくなるといった事態は想定しておらず、また政府関係者との面談が難しい場合であっても、例えば民間企業や他ドナーへのヒアリングや協議を行う期間とすることができると考えています。
12	P16. 第2章特記仕様書 3. 業務の内容(9) ベナン政府・関係機関への調査結果の報告 および P17 第2章特記仕様書 4. 成果品等(3) 対ベナン政府説明資料	P16に2021年6月上旬に2回目のベナン政府・関係機関への調査結果の報告を実施する旨の記述がある一方、P17において2022年6月下旬に対ベナン説明資料を提出することとされています。 まず2022年は2021年の誤記かと存じますが、念のためご確認願います。また、3回目の説明資料を6月下旬に作成・提出するに先立ち、6月上旬にベナン政府への説明を行う、という作業工程指示であると解釈しましたが、この場合における3回目の説明資料の位置づけについてご説明願います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘ありがとうございます。ご指摘の通り、3回目の対ベナン政府説明資料の提出時期は、2021年の6月です。</li> <li>・ご理解の通り、3回目にご提出いただく対ベナン政府説明資料は、6月上旬のベナン政府への説明を踏まえて作成願います。</li> <li>・こちらの説明資料は、本調査の結果を踏まえて、当機構が先方政府関係者と今後の協力について協議する際に使用するものという位置づけです。先方の意向をくみ取った、また先方の理解が得られるものを作成願います。</li> </ul>

通番号	当該頁項目	質問	回答
13	<p>P16. 第2章特記仕様書 3. 業務の内容(9) ベナン政府・関係機関への調査結果の報告 および</p> <p>P23. 第3章技術提案書作成要領(2) 業務の実施方針等 2) 業務実施の基本方針</p>	<p>P16において、3月下旬および6月上旬にベナン政府へ調査結果を報告するとされています。</p> <p>他方、P23において、3月中旬～6月中旬はベナン政府・関係機関との面談実施が難しいことが想定される旨の記述があります。</p> <p>これに関し、面談実施は困難であるが、調査結果報告は実施できる、ということでしょうか。調査結果報告は、ベナン政府のどの機関(1機関もしくは複数機関)への実施を想定されているでしょうか。当該説明の実施に際しては、説明相手方との約束取付や遠隔会議の設定は貴機構に調整頂けるでしょうか。</p>	<p>・「調査期間中に現地大統領選挙が実施される予定のため、3月中旬～6月中旬は政府関係者との面談が難しくなることが予想されます。」と記載いたしましたが、現時点では、特に影響が大きい期間は3月中旬～4月中旬と考えられます。他方、当該期間中に全く面談ができなくなるといった事態は想定しておりませんので、調査結果報告は実施できるものと現時点では想定しています。</p> <p>・現在想定している、報告先となる先方の関係機関については、上記記載の通りです。先方への報告の場や会議の設定については、当機構にて対応することを想定しておりません。アポイントメントの取付や遠隔会議の設定は、通訳者やアシスタントの活用をご検討ください。当機構から、現地の通訳者やアシスタント候補リストを提供することは可能です。他方、先方とのアポイント取付が難航する場合は、ご相談ください。</p>
14	<p>P17. 4. 成果品等 (4) 面談録等</p>	<p>提出する面談録等は、和文のみでよいでしょうか？</p>	<p>成果品としてご提出いただくものですので、和文・仏文ともにご提出いただくようお願いします。なお、面談録等と記載いたしましたが、一言一句記録いただくことは想定しておりません。各ヒアリング先との協議内容を整理いただき、協議結果概要として、中間報告書、最終報告書(案)及び最終報告書の一部として提出願います。</p>
15	<p>P21. 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項(3) 業務従事者の構成</p>	<p>本件は、業務従事者の配置に際し、「ダイバーシティ枠」の提案が可能でしょうか？</p>	<p>可能です。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」様式4-3の留意事項6.の記載内容を確認いただき、提案ください。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
16	P23. (2) 業務の実施方針等 2) 業務実施の基本方針	「特に、本業務では現地への渡航を想定していないため、遠隔での情報収集等の方針等（オンラインによる面談、ローカルリソースの活用等）について、可能な限り具体的に記述してください。」とあり、ローカルリソースの活用を検討しておりますが、ローカルリソースへの支払いにかかる送金手数料は精算対象になるのでしょうか。	「第4章 経費積算に係る留意事項」の冒頭に記載のとおり、入札額の積算にあたって制約するものはないため、計上については各者でご判断願います。
17	P13. 第2章2. 業務実施上の留意事項(2) 調査対象地への渡航 P27. 第4章2. 入札金額内訳 (1) 費目構成 P21. 第3章2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項(2) 業務量の目途	<p>現地渡航に係る経費積算に関し、13頁2章2.(2)では、「現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、発注者の内部規程等に基づき、発注者が負担する。」、また、27頁の2.(1)では、「本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。」とあります。</p> <p>一方、21頁第3章2.(2)業務量の目処では、「※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。」とありますが、現段階では、現地業務は想定せず、国内業務に特化した提案と</p>	ご理解の通りです。現段階では、現地業務は一切行わず、国内で業務いただくことを想定しております。よって、調査期間中、全て国内で業務を行うことを想定してご提案いただけますと幸いです。なお、調査期間中に現地渡航が可能になる場合は、双方の合意に基づき、契約変更のうえ現地業務を実施していただく可能性はあります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		認識しておりますが、よろしいでしょうか。 よって、現地業務にかかる提案や渡航回数に係る費用等を積算することは不要という理解でよいでしょうか。	

以上